

4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、看護施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
〔介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人施設、介護老人施設、介護医療院〕

概要

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。**【通知改正】**
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。**【告示改正】**

4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

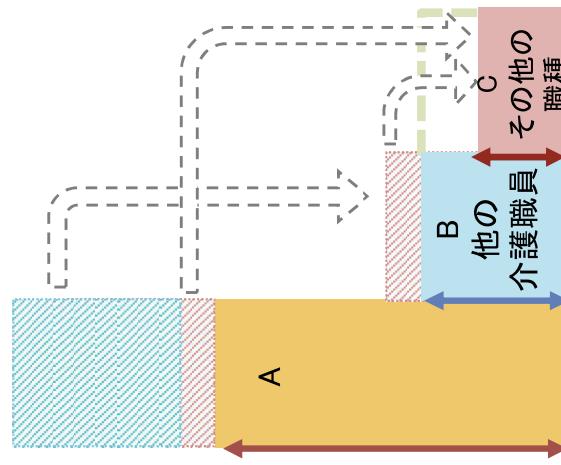
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、看護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人施設、介護老人施設、介護老人施設】
介護、認知症対応型共同生活介護、介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人施設】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 平均の賃金改額の配分ルールについて、「その他の職種」は「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

現行

平均賃上げ額が

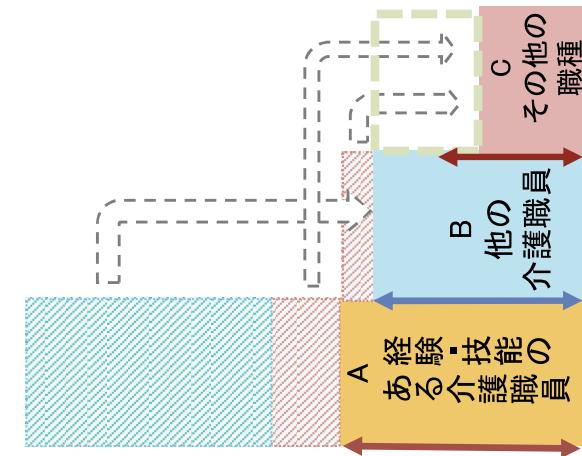
2以上 : 1 : 0.5以下



改定後

平均賃上げ額が

A > B 1 : 0.5以下



4. (1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・隨時対応型訪問介護看護★、訪問入浴介護★、訪問看護★、通所介護★、訪問対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人生活介護、認知症対応型医療施設、介護老人保健施設、介護老人生活介護、認知症対応型医療施設】

概要

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

	資格・勤続年数要件			単位数
	加算Ⅰ(新たに最上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰ相当)	加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰ口、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上	(訪問入浴)(夜間訪問) I 44単位/回 II 36単位/回 III 12単位/回
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が30%以上 (ロ) 勤続3年以上の者が30%以上	(訪問・訪リハ)(療養通所) (イ) 6単位/回 (ロ) 48単位/月 (ロ) 3単位/回 (ロ) 24単位/月
訪問リハビリテーション	—	—	(イ) 勤続7年以上の者が1人以上 (ロ) 勤続3年以上の者が1人以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が30%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上
定期巡回・随时対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が30%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上	(予防通リハ以外) I 22単位/回(日) II 18単位/回(日) III 6単位/回(日)
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記のサービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	(予防通リハ) I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護施設※ 介護老人保健施設※ 介護老人生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※印のサービスは、上記のサービスの質の向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	以上勤続職員の割合である。

(注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができます。

(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」である。

4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。【省令改正】**R3.1.13 詮問・答申済**

基準

<現行>
従来型とユニット型を併設する場合において、
介護・看護職員の兼務は認められない。

<改定後>
従来型とユニット型を併設する場合において、
入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員
の兼務を認める。

(※) 入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示

<特養と特養を併設する場合の介護・看護職員の兼務の可否>

	従来型	ユニット型
従来型	○	✗ ⇒ ○
ユニット型	✗ ⇒ ○	○

* ○は入所者の処遇に支障がない場合にのみ可能。

4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★】

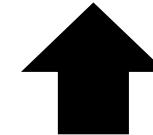
- 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、**能とする。【省令改正】**
R3.1.13 諒問・答申済

基準

- <現行>
広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護
が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可
- <改定後>
広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設
する場合において、介護職員は入所者の処遇に
支障がない場合に、管理者は管理上支障がない
場合に限り、兼務可能

小規模多機能型居宅介護に併設する 施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務	(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」
地域密着型介護老人福祉施設	○	○	
地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院		○	
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×	

小規模多機能型居宅介護に併設する 施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設	○	○
認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院		○



5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所介護、地域密着型居宅介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設】

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

処遇改善加算の区分		取得要件	キャリアパス要件	職場環境等要件	取得率
①+②+③	月額3.7万円相当	①+② + ① or ② + or	月額2.7万円相当	月額1.5万円相当	④ + いざれも 満たさない
+ 1万円相当	H29年度	+ 1.2万円相当	H27年度	加算(Ⅲ) 月額1.5万円相当	加算(Ⅳ) 月額2.7万円相当
+ 1.2万円相当	廃止			加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ) × 0.9	加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ) × 0.8

<キャリアパス要件>

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給をする仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

6. ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】**一部R3.1.13諮問・答申済**

基 準

○ 運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、以下のとおり追加

- <現行>
イ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を
ロ 通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
- <改定後>
⇒ イへハ 変更なし
ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置
（6ヶ月の経過措置期間を設ける）

単位数

- <現行>
なし
なし
- <改定後>
⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位／日 **（新設）※6ヶ月の経過措置期間を設ける**
⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） **（新設）**

算定要件等

- <安全管理体制未実施減算>
運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
<安全対策体制加算>
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。158

6.③ 基準費用額の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）

$$<\text{現行}> \quad <\text{改定後}> \quad \Rightarrow \quad 1,392\text{円}/\text{日} \quad 445\text{円}/\text{日} (+53\text{円})$$

《参考：現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定

利用者負担段階	主な対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額(食費のみ)》

基準額 ⇒食費・居住費の提供に必要な額 補足給付 ⇒基準費用額から負担限度額を除いた額	基準費用額 (日額(月額))			負担限度額 (日額(月額))		
	第1段階	第2段階	第3段階	第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)